

有料職業紹介における手数料および返戻金制度について

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 %（または 500,000 円）</u> 上記のうち、どちらか高い方とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 %（または 500,000 円）</u> 上記のうち、どちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 %（または 500,000 円）</u> 上記のうち、どちらか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

※但し、契約書や覚書等において別途の定めがある場合は、当該内容が適用されます。

< 返戻金制度について >

当組合より紹介した方の雇用契約が短期間で終了した場合（本人の自己都合退職又は本人の責による解雇の場合に限る）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

- ・ 入社後 2 週間以内に雇用契約が終了した場合 100%
- ・ 入社後 2 週間を超え 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- ・ 入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ・ 入社後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

なお、入社前に雇用契約が解除された場合においては、求人者の都合による契約解除については払い戻しいたしません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受領済みの紹介手数料を全額払い戻しいたします。

- ・ 出入国在留管理庁において在留資格が許可されなかった場合
- ・ 求職者から契約解除の申し出があった場合

許可番号 27-ユ-305311

淀川中小企業振興協同組合 特定技能人材マッチングセンター

大阪府大阪市北区芝田 2-8-31 第 3 東洋ビル 4 階